

(仮称) 江坂計画 環境影響評価書案に対する吹田市環境影響評価審査会委員等からの意見と回答①

	意見	回答
1	コミュニティ 会議の中で小学校の児童数に関する話題がありました。保育園の方は、特に、問題ないのでしょうか。他の自治体では、マンション建設にあたり、待機児童の問題も含め、未就学児についても問題になっているという認識です。待機児童の問題などがあり、未就学児については、ユーザー（購入者）側にとっても切実な問題であり、また、同地域に既に住まれている住民からしても新たに建設されることによる競争率の増加は不安要素になるのではないかと思います。	本事業を実施するにあたり、吹田市からの要請を受け、地域貢献の一環として事業計画地内の一部用地を寄付することにしており、この寄付用地に吹田市が保育施設を誘致する計画であるときいております。
2	文化遺産 文化財調査について環境影響の観点から以下の点にご留意ください。 (1) 地下水位が高く、比較的軟弱な地盤での調査になると予想されます。土留め、地下水位低下工法などの一般的な留意事項である周辺地盤などの沈下、変状など特に用地境界付近での掘削には留意いただきたい。	発掘調査の実施にあたっては、既に実施した試掘調査同様に調査地の地盤、地下水位の状況を十分考慮し、土留め、地下水位低下工法などの対策を行うとともに日々の点検を確実に実施いたします。
	(2) 掘削後に埋戻しとなるが、施工中や供用後に地盤の沈下等は生じないように適切に埋め戻されたい。特に液状化リスクがある土地ですので留意ください。	掘削後の埋戻しの際には、施工中や供用後に地盤の沈下等は生じないように適切に埋め戻しを行います。
	(3) 文化財調査に伴い新たに生じる環境影響（例えば発生土の搬出量増加、地下水揚水など）がある場合には、その評価と影響抑制に努められたい。	発掘調査は、調査従事者の確保や掘削度の配置場所等を考慮しながら調査箇所 1～数か所ずつ順次実施する計画であり、大気、騒音、振動の予測時の工事量を上回らないよう調整すること、掘削土は埋め戻しに利用し場外搬出は行わないことから周辺への環境影響はほとんどないと考えております。 現時点で想定している発掘調査計画の変更が生じた場合には、その影響について検討し影響抑制に努めます。また、変更及びその影響について報告いたします。

(仮称) 江坂計画 環境影響評価書案に対する吹田市環境影響評価審査会委員等からの意見と回答②

	意見	回答
3	環境影響評価を実施した地域の範囲及びその概況 (1) 関係法令による規制について 下記の表の「項目名 1,9-ジオキサン」を 1,4-ジオキサンに修正してください。 表 9-14 (1) 表 9-16 表 9-19	ご指摘いただいた表について、「項目名 1,9-ジオキサン」を 1,4-ジオキサンに修正いたします。
	(2) 表 9-16 の注) 4 の先頭を揃えてください。	表 9-16 の注) 4 の文頭位置を修正いたします。
	(3) 表 9-19 の注) 1 のカドミウムの数値 (2 か所) を、3 行目 0.01 mg→0.003mg、 4 行目 0.03 mg→0.009 mgにそれぞれ修正 してください。	表 9-19 の注) 1 のカドミウムの数値 (2 か所) を、3 行目 0.01 mg→0.003mg、4 行目 0.03 mg →0.009 mgにそれぞれ修正いたします。
	(4) 自動車排出ガスに係る規制について 9-29 頁に記載されている「大阪府生活環 境の保全等に関する条例」から 5 行分を削 除してください。この流入車規制は令和 4 年 4 月 1 日付けで廃止されています。	9-29 頁に記載の「大阪府生活環境の保全等に関 する条例」から 5 行分を削除いたします。
4	当該事業における環境取組内容 表 10-1 (3) 30 の取組内容について、令 和 3 年 1 月→令和 3 年 3 月に修正してくだ さい。	表 10-1 (3) 30 の取組内容について、令和 3 年 1 月→令和 3 年 3 月に修正いたします。

(仮称) 江坂計画 環境影響評価書案に対する吹田市環境影響評価審査会委員等からの意見と回答③

	意見	回答
5	(1) 表 12-2-5 「「吹田市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」の概要」の下に下記を追加してください。	ご意見いただいた産業廃棄物に関する指導要領等について、表 12-2-5 「「吹田市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」の概要」以降に追記いたします。
	(2) 産業廃棄物について 環境影響評価書に「吹田市建設汚泥の自ら利用に関する指導要領」、「吹田市がれき類の自ら利用に関する指導要領」、「環境省通知」及び「吹田市産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する条例」の概要を記載してください。遵守していただきたい内容は、下記の事項となります。 ・工事に伴い発生した建設汚泥を自ら利用する場合は、吹田市建設汚泥の自ら利用に関する指導要領に従うこと。 ただし、民間工事で工事完成後に建築物の所有権の移転が予定されている場合、工事に伴い発生した建設汚泥を自ら利用することはできませんので注意してください。 ・工事に伴い発生したがれきを自ら利用する場合は、吹田市がれき類の自ら利用に関する指導要領に従うこと。 ・工事において地下工作物の存置する場合は、令和 3 年 9 月 30 日付け環境省通知（環境適発第 2109301 号、環境規発第 2109302 号）中の「第 3 地下工作物の取扱いについて」に従うこと。 ・工事現場の外において自らの産業廃棄物の保管を行う場合で、廃棄物処理法または吹田市産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する条例の要件に該当する場合は所定の届出を保管する前に行うこと。	「吹田市建設汚泥の自ら利用に関する指導要領」、「吹田市がれき類の自ら利用に関する指導要領」、「環境省通知」及び「吹田市産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する条例」の概要を記載いたします。（別紙 4） また、工事実施の際には、ご意見の内容に留意いたします。

(仮称) 江坂計画 環境影響評価書案に対する吹田市環境影響評価審査会委員等からの意見と回答④

	意見	回答
6	景観 立体駐車場の外壁の色彩について 検討いただいているが、別紙1（3）では1案の提示にとどまっているため、悪目立ちすぎない、明るすぎないか、の判断を行うことが難しいと思われる。また、暗い印象にならないようにも検討いただきたい。よって、検討結果について、いくつか代替案をご提示いただき、ご説明願いたい。	立体駐車場の外壁色彩については別紙のとおり、別紙5に示す塗装候補から、駐車場が目立ち過ぎず、明るすぎず、住棟建物の色彩と違和感のないもの（マットグレー）を選定しています。